

小金井市農業振興計画関連事業の取組状況について（報告）

【庁内関係各課】

1 地域安全課 防災消防係

(1) 災害時における農地の活用及び生鮮食料品の調達に関する協定

- ◆ 「地域防災計画」に基づき、平成16年度に市とJAで協定を締結している。協定の主な内容は、以下の2つ。
 - ① 災害時等において農地をオープンスペースとして活用できること（緊急避難場所、仮設住宅用地、資材置場等としての活用）により、市民の安全を確保すること。
 - ② 災害時等にJAの組合員が生産する生鮮食料品を購入することにより、食糧の円滑な供給を行うこと。
- ◆ ①②で発生する費用については、市が負担する。
- ◆ 本協定に基づいた「防災協力農地」等の制度化は行っていない。農地は私有地であるため、制度化するには農地所有者の不安を払拭する必要がある。

(2) 防災井戸の取組

- ◆ 指定されている防災井戸は市内37か所（農地に設置されているものは約10か所）。
- ◆ 災害時の飲料として使用できることが前提のため、指定前に水質検査が必要（設置者負担）であり、指定後は市が水質検査を定期的に行っている。
- ◆ 設置者に対しては、市から防災井戸の管理に対する謝礼（年間5千円）及びポンプ故障時の修繕費の助成（2分の1補助、上限5万円）がある。

2 環境政策課 緑と公園係

(1) 特定生産緑地の指定状況

- ◆ 特定生産緑地の指定申請状況として、平成4年から平成6年までに指定した市内の生産緑地のうち、全体面積の約95%が申請手続きをしている。（令和3年8月16日現在）
- ◆ 現在は、農業委員会と協力をして、未申請となっている生産緑地所有者に申請の意向確認を個別に行っている。

(2) 農地（生産緑地）の保全・活用について

- ◆ 令和3年3月に策定した「みどりの基本計画」では、農地（生産緑地）の保全・

活用について、取組方針として位置付けている。

- ◆ 小金井市においては、生産緑地の買取事例はない。

(3) 公園の活用

- ◆ みどりの基本計画では、魅力ある公園をつくることを取組方針として位置付けている。令和2年度には道草市を試験的に開催し、令和3年度からはJAによるマルシェを市内の公園で開催している。

(4) 東京学芸大学との連携

- ◆ 東京学芸大学と連携し、地域の身近な環境テーマについて学ぶことを目的とした環境学習プロジェクト「コガネイチャー」を進めている。学生が、野菜や植物を自宅のプランター等で育て、経過をSNSに投稿する等、環境教育に繋がるような取組を実施している。

3 ごみ対策課 減量推進係

(1) 体験型資源循環教室

- ◆ 資源循環の取組として、東京学芸大学内の圃場で生ごみ乾燥物から作ったリサイクル堆肥を使用した農作物を収穫することで、環境意識の向上を図る「親子で体験資源循環教室」や生ごみ乾燥物回収世帯向けの収穫体験、「土づくりの作業～収穫体験～料理教室」を一連の流れで体験できる「エコベジタブル教室」を実施している。
- ◆ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大のためエコベジタブル教室は中止し、エコクッキングの動画を撮影し、YouTubeで配信した。

(2) 保育園出張講座

- ◆ 保育園に野菜づくり体験のためのプランターを提供し、資源循環を学ぶ機会としている。
- ◆ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大のため保育園出張講座は中止し、ごみの資源循環についての紙芝居を動画化し、YouTubeで配信した。

(3) PR活動

- ◆ 宣伝用のシールや幟旗等を作成し、リサイクル堆肥を使用している農業者に配布している。また、リサイクル堆肥を使用している農業者との懇談会を毎年2月に実施している。
- ◆ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大のため懇談会は中止し、アンケートを実施した。

4 健康課 健康係

(1) 食育ホームページ「Koganei-Style」

- ◆ 市内の農業者や地場産野菜、地場産野菜を使ったメニューを紹介している。
- ◆ ホームページは市が管理し、運営は市民ボランティアによる編集委員会（約9人で構成）が行っており、月に1回編集会議を開催している。
- ◆ 毎年、小金井市農業振興連合会と共同で食育カレンダーを作成しており、カレンダーには、旬の地場産野菜を使ったレシピ等を掲載している。

(2) 栄養講習会

- ◆ 市立小中学校栄養士を講師とする栄養講習会を毎年1回開催しており、可能な限り地場産野菜を使用し、紹介している。
- ◆ 「野菜の紹介⇒切る⇒調理する」等、栄養士が講義や実演を行い、その後、参加者は、調理実習、試食を行う。
- ◆ 令和3年度はコロナ禍のため、調理実習・試食は中止とした。代わりに実演の調理補助や盛り付けを行った。

5 子育て支援課 子育て支援係

(1) 子ども食堂

- ◆ 月に1回以上、定期的で開催（コロナ禍により開催が難しい場合は除く。）している子ども食堂（宅食及び配食を含む。）に対して補助を実施している。
- ◆ 社会福祉協議会が各子ども食堂（市が補助している子ども食堂以外も含む。）との調整を行っており、市に問い合わせのある寄附金や農産物を含む食品の寄附についても、社会福祉協議会を案内し、ご対応いただいている。

6 児童青少年課 児童青少年係

(1) 児童館の取組

- ◆ 市内には4か所の児童館（対象：0歳～18歳）があり、それぞれの児童館が近隣の農業者に依頼し、各年齢層（未就学児、小学生等）別に収穫体験事業を年1～2回程度実施している。
- ◆ 前述で収穫した野菜は、離乳食教室や焼き芋大会等の食材に利用する等、収穫活動以外でも事業として地場産野菜を無駄なく活用している。
- ◆ 農業関連の取組は、食育の一環として取り組んでいる。
- ◆ 児童館は子どもの施設であるため、大人は乳幼児世代の保護者のみが行事に参加でき、土に触れる機会や収穫した農産物を調理して食べることは、子育て中の

保護者が知り合う機会としても活用されている。

- ◆ その他、他係が所管する学童保育所では、児童のおやつとして少量の地場産野菜を使用しているが、保育時間が短いこと及び時間帯も放課後であること等から農地への訪問等が困難なため、収穫体験等の事業は実施していない。

7 学務課 保健給食係

(1) 学校給食の取組

- ◆ 市内農業者が直接または J A を経由して市内の小中学校に学校給食用の農産物を納入している。
- ◆ 学校給食は、前月に作成した給食メニューに沿って当月に調理する必要がある。また、当日の朝に納入された農産物等の食材をその日の給食として提供しており、限られた時間で大量の食材を調理しなければならない。
- ◆ 学校給食用の農産物は、規格を揃えること、虫等の付着がないこと（異物混入を避けるため）、安定した供給等が必要となる。

(2) 相互理解に関する取組

- ◆ 学校給食の地場産野菜の使用率向上のためには、農業者と学校（栄養士等）とのコミュニケーションが大切である。
- ◆ 農業者・J A ・学校・市（学務課・経済課）による話し合いの場や目合わせ会等を年 3 回程度開催し、情報交換を行っている。
- ◆ 農地見学会を実施し、野菜づくりの工夫や苦労等を栄養士が農業者から話を聞く等、相互理解を深める取組を行っている。

8 公民館 事業係

(1) 菜園教室の取組

- ◆ 公民館本館と緑分館では、年間を通じて菜園教室を実施している（令和 3 年度は、本館 4 2 回、緑分館 3 4 回の教室を開催予定）。
- ◆ 毎年 2 0 人以上の参加申し込みがあり、定員を超える場合は抽選を行っている。
- ◆ 令和 3 年度は、新型コロナウイルスのため定員を縮小し実施しており、本館 1 5 人、緑分館 2 5 人の受講生が参加している。
- ◆ 3 0 ～ 4 0 代の参加もあるが、6 0 代以上の受講者が多い。
- ◆ 受講料は無料だが、種苗代等の実費のみ参加者が負担する。
- ◆ 講師が作成した作業計画に基づき、季節に応じた野菜を栽培している。
- ◆ 市外農地を見学する研修会等も実施していたが、新型コロナウイルスのため、今年度は市内農地での研修会を予定している。

